

南越清掃組合の概要



令和7年10月

南越清掃組合

目 次

	ページ
1 南越清掃組合の組織	2
(1) 設立	2
(2) 構成市町	2
(3) 組織	2～3
(4) 組合の共同処理する事務	3
2 予算・決算の状況	4
(1) 令和6年度決算及び令和7年度当初予算	4
(2) 市町分担金の算定方法	4
3 清掃事業の概要	5
(1) 施設の概要	5
(2) ごみ収集処理の概要	6～11
(3) 利再来館の利用状況	11
(4) し尿収集処理の概要	12
(5) 南越清掃組合清掃手数料表	13
4 南越清掃組合規約	14～15
5 清掃事業の沿革	16～18
6 南越清掃組合行政組織図	19

1 南越清掃組合の組織

(1) 設 立 昭和48年7月1日(1市2町1村)

(2) 構成市町(1市2町)

(令和7年4月1日現在)

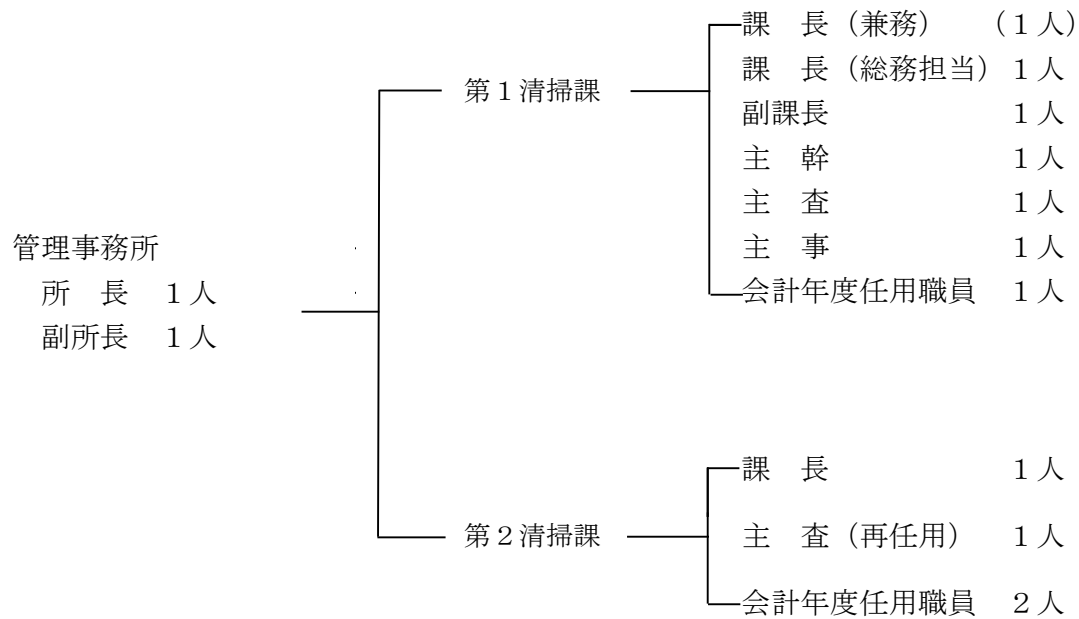
市 町 名	世 帯 数	人 口 (人)	面 積 (k m ²)	備 考
越 前 市	32,562	80,264	230.70	
南 越 前 町	3,334	9,380	343.69	
池 田 町	875	2,174	194.65	昭和62年4月加入
計	36,771	91,818	769.04	

(外国人含む)

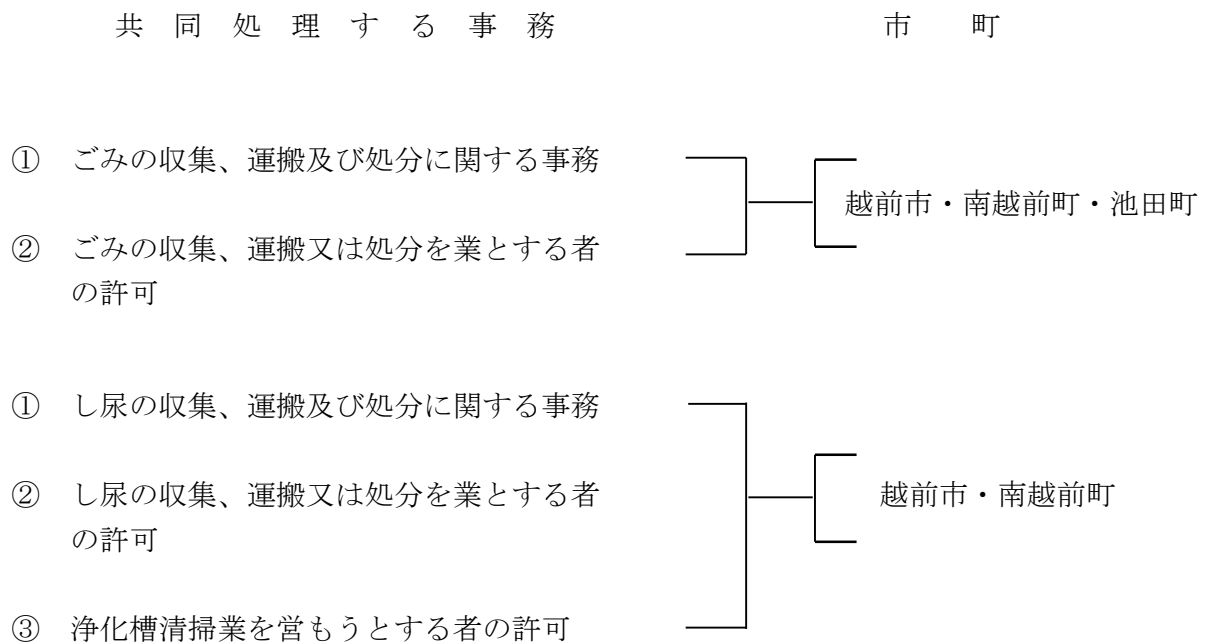
(3) 組 織

- ① 管理者 越前市長
- ② 副管理者(3人) 南越前町、池田町の各町長及び越前市副市長
- ③ 議員(16人)
 - 越 前 市 10人
 - 南越前町 4人
 - 池 田 町 2人
- ④ 監査委員(2人)
 - 学識経験者 1人
 - 議会選出 1人
- ⑤ 会計管理者 越前市会計管理者の職にある者

⑥ 管理事務所（１２人）



(4) 組合の共同処理する事務



2 予算・決算の状況

(1) 令和6年度決算及び令和7年度当初予算

(単位：千円；%)

区 分		令和6年度決算		令和7年度当初予算	
		金 額	構成比	金 額	構成比
歳入	分担金及び負担金	1,696,402	79.8	1,834,878	82.3
	使用料及び手数料	63,202	3.0	57,359	2.6
	財産収入	237,671	11.2	218,135	9.8
	繰越金	12,440	0.6	10	0.0
	諸収入	112,518	5.3	109,851	4.9
	繰入金	3,348	0.1	7,950	0.4
	国庫支出金	0	0.0	0	0.0
	組合債	0	0.0	0	0.0
	歳入合計	2,125,581	100.0	2,228,183	100.0
歳出	議会費	583	0.0	1,297	0.1
	一般管理費	3,340	0.2	505	0.0
	監査委員費	22	0.0	119	0.0
	清掃総務費	93,850	4.5	114,546	5.1
	塵芥処理費	503,216	24.3	544,364	24.4
	し尿処理費	79,220	3.8	75,130	3.4
	ごみ収集費	497,360	24.0	514,318	23.1
	粗大ごみ処理費	281,837	13.6	343,615	15.4
	最終処分費	47,392	2.3	59,320	2.7
	リサイクル推進費	3,373	0.2	3,759	0.2
	新ごみ処理施設建設費	0	0.0	0	0.0
	公債費	560,870	27.1	570,510	25.6
	予備費			700	0.0
	歳出合計	2,071,064	100.0	2,228,183	100.0
歳入歳出差引残額		54,517			

(2) 市町分担金の算定方法

構成市町における過去5年間の人口割とごみ量割の平均を基に、それぞれ50%ずつで按分する。公債費については、交付税に算入される分は越前市の分担金に含まれる。

また、施設が立地している市町の分担金を軽減するため、施設負担調整額として市町間で調整するほか、関連施設については当該市町の間で、負担額調整をする。

3 清掃事業の概要

(1) 施設の概要

① 第1清掃センター

区 分		ごみ焼却施設
処 理 方 式		ストーカ式連続炉
処 理 能 力		42 t / 24 H × 2 基
竣 工 年 月		令和3年3月
総 事 業 費		9,525,600千円
財 源 内 訳	国 庫 補 助	3,185,820千円
	県 補 助 金	— 千円
	起 債	6,096,800千円
	一 般 財 源	242,980千円
運転管理		(委託) タカ・タカマテクス特定運営業務共同企業体

② 第2清掃センター

区 分		粗大ごみ処理施設
処 理 方 式		往復切断機・二軸せん断破碎機・乾式高速回転式破碎機
処 理 能 力		45 t / 5 H
竣 工 年 月		平成9年9月
総 事 業 費		4,860,771千円
財 源 内 訳	国 庫 補 助	591,784千円
	県 補 助 金	118,354千円
	起 債	3,653,200千円
	一 般 財 源	497,433千円
運転管理		(委託) ホクコンエンジニアリング

区 分		管理型埋立処分地施設（浸出水処理施設を含む）
処 理 方 式		サンドイッチ・セル併用埋立方式〔準好気性埋立〕 (カルシウム除去＋生物処理＋凝集沈殿＋ろ過＋高度処理)
処 理 能 力		埋立面積19,000m ² 埋立容量156,000m ³ 浸出水処理施設（120m ³ /日）
竣 工 年 月		平成17年6月
総 事 業 費		2,044,825千円
財 源 内 訳	国 庫 補 助	425,057千円
	起 債	1,414,600千円
	一 般 財 源	205,168千円
	一 般 財 源	205,168千円
運転管理		(委託) ホクコンエンジニアリング

区 分		プラスチック圧縮減容施設（リサイクルプラザ）
処 理 対 象 物		プラスチック製容器包装、破碎プラスチック残渣
処 理 能 力		19 t / 日
竣 工 年 月		平成17年11月
総 事 業 費		644,967千円
財 源 内 訳	国 庫 補 助	120,804千円
	起 債	440,100千円
	一 般 財 源	84,063千円
	一 般 財 源	84,063千円
運転管理		(委託) ホクコンエンジニアリング

③ スtockヤード

区 分		自己搬入型集積場（ストックヤード）
取扱品目		金属類、電気製品類、自転車類、古紙類
竣 工 年 月		令和6年4月
総 事 業 費		661,605千円
財 源 内 訳	国 庫 補 助	179,205千円
	起 債	454,500千円
	一 般 財 源	27,900千円
	一 般 財 源	27,900千円
運転管理		(委託) 福井プラントメンテ

(2) ごみ収集処理の概要

① 一人当たりのごみ排出量、リサイクル率

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ処理人口(イ)	(人)	95,030	94,186	92,395	91,967	91,818
ごみ総排出量(ロ)	(t)	29,077	29,059	29,168	26,894	26,677
集団回収量(ハ)	(t)	1,719	1,578	1,339	1,339	1,247
ごみ処理量(ニ)	(t)	26,504	27,307	28,074	27,610	27,203
直接資源化量(ホ)	(t)	443	391	374	354	404
中間処理後再生利用量(ヘ)	(t)	3,812	4,349	3,441	3,112	3,020
1人1日当りの排出量 (ロ)*10 ⁶ /(イ)/365(366)	(g/人日)	838	845	865	798	796
リサイクル率 (ハ)+(ホ)+(ヘ)/(ハ)+(ニ)*100	(%)	21.2	21.9	17.5	16.6	16.4
福井県の平均	1人1日当りの排出量	(g/人日)	901	888	878	830
	リサイクル率	(%)	18.2	18.8	17.1	17.3

福井県の平均については出典：一般廃棄物の排出および処理状況〔福井県速報〕

【参考】 ごみ処理基本計画に基づいたごみ排出量、リサイクル率

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ処理人口(再掲)	(人)	95,030	94,186	92,395	91,967	91,818
家庭系ごみ収集量(イ)	(t)	20,343	21,485	20,289	18,924	18,751
事業系ごみ収集量(ロ)	(t)	8,734	7,575	8,879	7,970	7,926
ごみ収集量(ハ) = (イ) + (ロ)	(t)	29,077	29,059	29,168	26,894	26,677
市町の資源化量(ニ)	(t)	1,719	1,618	1,578	1,339	1,247
越前市	古紙類他	(t)	1,237	1,196	1,185	1,009
	古衣類	(t)	4	0	0	0
	金属類	(t)	56	43	37	22
	家電類	(t)	80	68	59	32
南越前町	古紙類	(t)	211	177	179	167
	金属類	(t)	14	26	23	18
	家電類	(t)	0	0	0	0
池田町	古紙類他	(t)	53	45	36	41
	金属類	(t)	1	2	1	0
	家電類	(t)	3	3	3	3
	生ごみ	(t)	60	58	55	47
清掃センター資源化量(ホ)	(t)	3,916	4,775	3,847	3,494	3,456
家庭系ごみ1人1日当りの排出量 (イ)×1,000,000/人口/365	(g/人日)	586.5	625.0 (494)	601.6 (494)	564.7 (494)	559.5 (494)
事業系ごみ1日当りの排出量 (ロ)/365	(t/日)	23.9	20.8 (25.6)	24.3 (25.6)	21.8 (25.6)	21.7 (25.6)
リサイクル率 (ニ+ホ) / (ハ+ニ)	(%)	18.3	20.8 (20以上)	17.6 (20以上)	17.1 (20以上)	16.8 (20以上)

()内：一般廃棄物処理基本計画(R3～R12)の目標値

② ごみの収集

ごみのリサイクル推進と適正処理を図るため、ビデオテープ、カセットテープを燃やせるごみに変更し、11分別として収集を行っている。家庭から出るごみの定期的な収集については、委託により実施している。また、家庭から臨時的に排出されるごみ及び事業所から排出されるごみについては、自己搬入及び許可業者による収集としている。

なお、直接清掃センターに搬入されたごみは60円/10kgの手数料を徴収して処理している。

(a) ごみの収集形態



(b) ごみの分別区分、収集回数

燃やせるごみ	越前市、南越前町：週 2 回	池田町：週 1 回
プラスチック製容器包装	週 1 回	
燃やせないごみ	月 2 回	
粗大ごみ	越前市：年 1 回	南越前町、池田町：年 2 回
資源ごみ	月 2 回 (空き缶・空き瓶・ペットボトル・スプレー缶類・有害ごみ)	
古紙	集団回収	

(c) ごみの収集方法

可燃物…約 20 世帯に 1 箇所 (1,600 箇所)	ステーション方式
不燃物・プラスチック製容器包装…約 20 世帯に 1 箇所 (1,388 箇所)	
粗大ごみ…越前市：265 箇所 (1 町に 1 箇所)	南越前町：12 箇所
	池田町：33 箇所 (1 集落に 1 箇所)
資源ごみ…約 50 世帯に 1 箇所 (802 箇所)	

(d) 令和 6 年度 ごみ搬入量

重量 (t)

ごみ種別	排出類型	越前市	南越前町	池田町	合計
燃やせるごみ	家庭系	12,448.23	1,706.35	292.29	14,446.87
	事業系	6,138.69	467.35	42.60	6,544.34
	小計	18,586.92	2,173.70	334.89	21,095.51
燃やせないごみ	家庭系	1,013.57	131.91	30.57	1,176.05
	事業系	348.68	23.93	0.14	372.75
	小計	1,362.25	155.84	30.71	1,548.80
プラスチック製容器包装	家庭系	939.61	123.74	36.16	1,099.51
	事業系	8.12	0.11	0.00	8.23
	小計	947.73	123.85	36.16	1,107.74
資源ごみ	家庭系	973.73	111.39	27.28	1,112.40
	事業系	98.40	0.21	0.07	98.68
	小計	1,072.13	111.60	27.35	1,211.08
粗大ごみ	家庭系	662.85	194.25	59.40	916.50
	事業系	719.24	72.56	5.73	797.53
	小計	1,382.09	266.81	65.13	1,714.03
計	家庭系	16,037.99	2,267.64	445.70	18,751.33
	事業系	7,313.13	564.16	48.54	7,925.83
	合計	23,351.12	2,831.80	494.24	26,677.16

(e) ごみ搬入量の推移

重量 (t)

ごみ種別		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年比
燃やせるごみ		21,632.12	22,423.78	22,569.11	21,169.89	21,095.51	-0.35%
燃やせないごみ ^{※1}		2,682.29	2,041.84	1,849.54	1,622.42	1,548.80	-4.54%
プラスチック製容器包装		1,478.52	1,293.14	1,232.47	1,133.50	1,107.74	-2.27%
資源ごみ		1,268.11	1,246.51	1,209.70	1,143.12	1,211.08	5.95%
粗大ごみ		2,015.98	2,054.19	2,307.12	1,824.63	1,714.03	-6.06%
計		29,077.02	29,059.46	29,167.94	26,893.56	26,677.16	-0.80%
(再掲) 類型別	※2家庭系ごみ	20,342.84	20,542.95	20,289.00	18,924.00	18,751.33	-0.91%
	※3事業系ごみ	8,734.18	8,516.51	8,878.94	7,969.56	7,925.83	-0.55%
(再掲) 市町別	越前市	25,626.36	25,542.56	24,942.27	23,532.22	23,351.12	-0.77%
	南越前町	2,889.78	2,943.04	3,653.43	2,847.93	2,831.80	-0.57%
	池田町	560.88	573.86	572.24	513.41	494.24	-3.73%

※災害廃棄物を除く

※1：直接埋立ごみを含む

※2：家庭系ごみ：定期収集ごみ

※3：事業系ごみ：許可収集ごみ、自己搬入ごみ

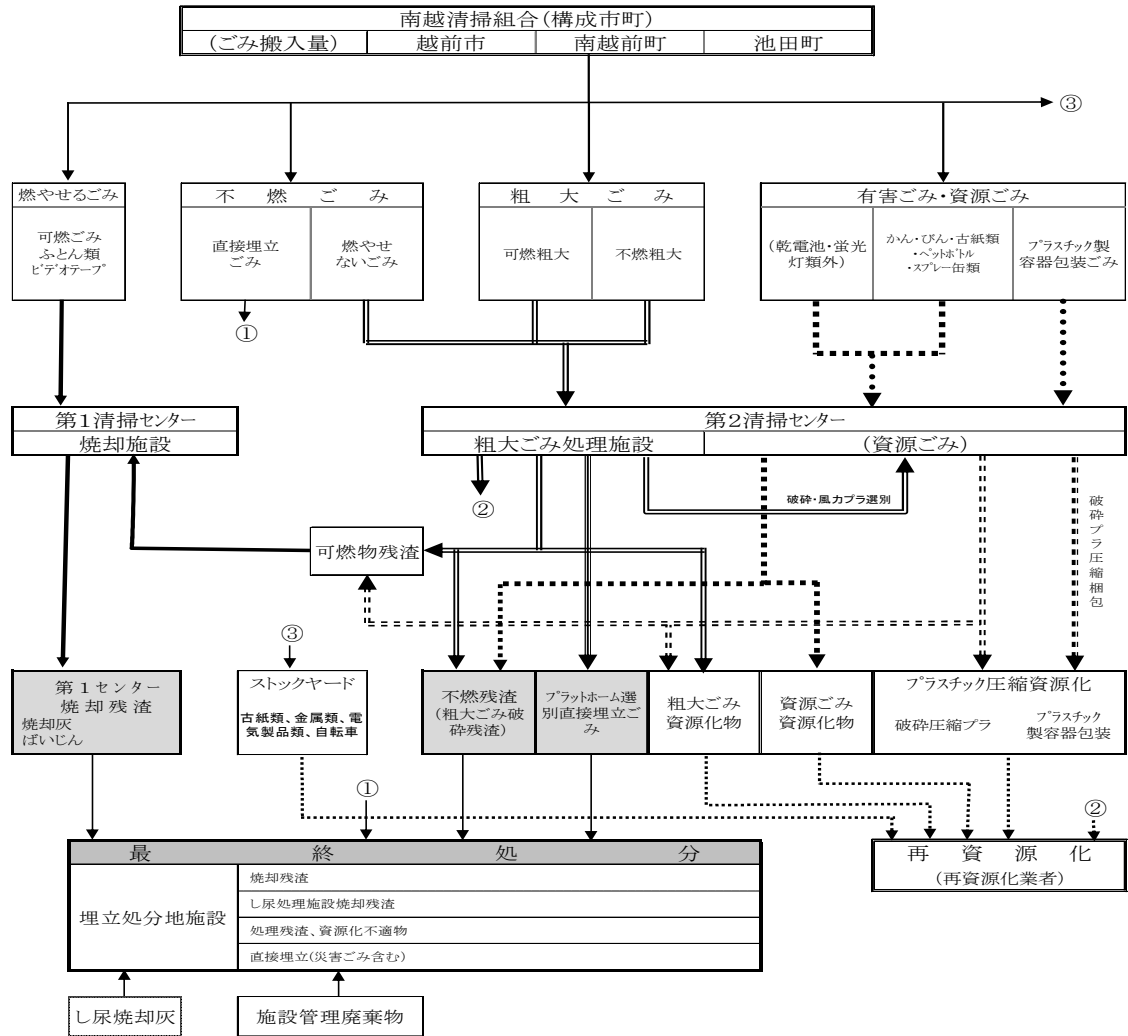
(f) 家庭ごみ定期収集量の推移 (ステーション収集)

重量 (t)

市町別	ごみ種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
越前市	燃やせるごみ	13,016.52	13,424.92	13,391.79	12,521.30	12,448.23
	燃やせないごみ	1,464.31	1,239.51	1,146.80	1,058.63	1,013.57
	プラスチック製容器包装	1,257.11	1,097.24	1,043.73	962.38	939.61
	資源ごみ	989.68	973.53	952.15	900.89	973.73
	粗大ごみ	716.49	803.83	757.70	693.36	662.85
	計	17,444.11	17,539.03	17,292.17	16,136.56	16,037.99
南越前町	燃やせるごみ	1,775.31	1,841.63	1,862.80	1,749.66	1,706.35
	燃やせないごみ	211.19	158.84	157.40	142.19	131.91
	プラスチック製容器包装	158.19	134.79	131.00	123.93	123.74
	資源ごみ	129.97	127.89	121.01	113.53	111.39
	粗大ごみ	124.66	207.15	205.44	193.30	194.25
	計	2,399.32	2,470.30	2,477.65	2,322.61	2,267.64
池田町	燃やせるごみ	295.95	300.92	308.66	289.12	292.29
	燃やせないごみ	57.04	49.17	45.49	35.65	30.57
	プラスチック製容器包装	47.49	44.60	42.20	37.86	36.16
	資源ごみ	33.43	34.65	32.78	30.35	27.28
	粗大ごみ	65.50	104.28	90.05	71.85	59.40
	計	499.41	533.62	519.18	464.83	445.70
合計	燃やせるごみ	15,087.78	15,567.47	15,563.25	14,560.08	14,446.87
	燃やせないごみ	1,732.54	1,447.52	1,349.69	1,236.47	1,176.05
	プラスチック製容器包装	1,462.79	1,276.63	1,216.93	1,124.17	1,099.51
	資源ごみ	1,153.08	1,136.07	1,105.94	1,044.77	1,112.40
	粗大ごみ	906.65	1,115.26	1,053.19	958.51	916.50
	計	20,342.84	20,542.95	20,289.00	18,924.00	18,751.33

③ ごみの処理

(a) 令和7年度ごみ処理のフロー



※1：資源ごみとは、空き缶・空き瓶・ペットボトル・スプレー缶をいう。

※2：有害ごみとは、乾電池・蛍光灯、ライター、水銀式体温計をいう。

(b) 第1清掃センターごみ中間処理量《燃やせるごみの焼却》

重量 (t)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
燃やせるごみ搬入量	18,519.85	22,920.37	23,049.92	21,601.90	2,149.58
稼働日数	266	353	352	352	350
1日平均処理量	69.62	64.93	65.48	61.37	6.14
焼却灰搬出量	1,900.76	3,154.77	3,038.15	2,824.03	3,834.18

(c) 第2清掃センターごみ中間処理量

ごみ焼却施設の状況

重量 (t)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
燃やせるごみ搬入量	2,994.65	—	—	—	—
破碎可燃物焼却量	2,366.59	—	—	—	—
焼却量の合計	5,361.24	—	—	—	—
稼働日数	176	—	—	—	—
1日平均処理量	30.46	—	—	—	—
焼却灰等搬出量	676.69	—	—	—	—

※エコクリーンセンター南越の稼働により、令和3年度から廃止

粗大ごみ処理施設の状況

重量 (t)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
燃やせないごみ搬入量	2,682.29	2,041.75	1,849.54	1,622.42	1,548.80
粗大ごみ(可燃)搬入量	1,244.57	927.56	879.24	785.28	813.59
粗大ごみ(不燃)搬入量	725.45	705.76	898.19	602.82	495.52
処理量合計	4,652.31	3,675.07	3,626.97	3,010.52	2,857.91
稼働日数	169	169	156	141	131
1日平均処理量	29.59	21.75	23.25	21.35	21.82

プラスチック圧縮減容施設の状況

重量 (t)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装プラ搬入量	1,478.52	1,293.14	1,232.47	1,133.50	1,107.73
破砕等選別プラ搬入量	1,450.87	1,261.42	1,005.85	869.63	867.76
処理量合計	2,929.39	2,554.56	2,238.32	2,003.13	1,975.49
稼働日数	238	243	244	212	220
1日平均処理量	12.31	10.51	9.17	9.45	8.98
搬出量	2,061.99	3,053.61	2,213.91	1,960.94	1,886.74

(d) 最終処分量(埋立処分地)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
埋立容量 (m ³)	3,529	3,275	5,786	2,602	3,057
埋立残余容量 (m ³)	77,713	74,438	68,652	66,050	62,993
埋立重量 (t)	3,430.76	3,877.71	4,125.02	3,463.15	3,382.45
ごみ焼却灰類	2,660.37	3,154.77	3,038.15	2,824.03	2,832.95
粗大ごみ破砕残渣	615.73	575.95	468.90	484.07	460.57
脱水汚泥焼却灰※	55.06	49.52	59.65	52.77	1.23
その他(施設ごみ、災害ごみ等)	99.60	97.47	558.32	102.28	87.70
累計埋立重量 (t)	100,971.21	104,848.92	108,973.94	112,437.09	115,819.54

※脱水汚泥焼却灰は、し尿処理施設から発生する焼却灰

(e) 第2清掃センター再資源化搬出量の状況

重量 (t)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
破砕選別金属	435.08	410.46	368.37	336.70	304.01
あきかん (鉄・アルミ)	256.96	249.11	238.89	227.77	206.78
上記以外の金属	40.77	44.09	38.64	32.15	40.48
小型家電	122.36	105.25	93.12	80.78	64.09
プラスチック製容器包装	1,346.37	1,142.15	1,067.91	1025.94	1035.51
廃プラスチック	715.62	1,911.46	1,146.00	935.00	915.61
あきびん	611.17	580.08	571.21	545.65	534.53
ペットボトル	226.73	233.43	236.18	231.84	234.21
ビデ・オテープ・カセットテープ	20.03				
古紙類	80.72	42.73	35.55	30.68	26.23
その他 (有害ごみ、タイヤ、バッテリー)	59.86	56.26	51.39	47.57	48.98
資源化量	3,915.67	4,775.02	3,847.26	3,494.08	3,410.43

(f) 動物死骸の収集・処理件数 (犬、猫等)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回収	道路上 ※	547	239	239	221	337
持込	ペット他	151	138	69	76	62
合計		698	377	308	297	399

※越前市、南越前町のエリア

(3) 利再来館の利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見学者数	435	600	477	483	545

再生品の展示、提供件数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利再来館	展示件数	1,000	1,200	930	840	840
	申込み件数	825	1,114	769	913	985
	引取り件数	381	514	366	392	406
その他 (アース デイ等)	展示件数		20	20	20	20
	申込み件数		11	11	13	12
	引取り件数		10	10	7	11
合計	展示件数	1,000	1,220	950	860	860
	申込み件数	825	1,125	780	926	997
	引取り件数	381	524	376	399	417

(4) し尿の収集処理の概要

① 生活排水処理計画

令和7年3月31日 (人)

	人口	し尿収集人口	浄化槽人口	集落排水人口	下水道人口
越前市	80,264	1,654	16,292	2,983	59,335
南越前町	9,380	91	495	5,058	3,732
合計	89,644	1,745	16,787	8,041	63,067

② し尿の収集

(a) 収集体制 許可業者3社が行い、全量をし尿処理施設に搬入している。

(b) 収集運搬の基準額 176円／18ℓ

○南越清掃組合管内におけるし尿収集及び運搬に係る基準額に関する要綱

第2条 管理者は、管内のし尿の収集及び運搬に要する費用並びに県内の同一規模の地方自治体におけるし尿の収集及び運搬に関する手数料を基準として、毎年度基準額を決定し、これを公表するものとする。

③ し尿の処理

重量 (t)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生し尿		1,879.360	1,625.730	1,555.830	1,431.310	1,428.440
浄化槽汚泥		21,584.630	21,043.600	20,416.590	19,906.530	19,874.790
合計		23,463.990	22,669.330	21,972.420	21,337.840	21,303.230
1日当りのし尿処理 (365日稼働)		64.285	62.108	60.198	58.460	58.365
(再掲) 越前市	生し尿	1,673.452	1,467.286	1,426.621	1,278.063	1,313.858
	浄化槽汚泥	18,485.352	17,970.005	17,233.771	16,823.759	16,869.110
	計	20,158.804	19,437.291	18,660.392	18,101.822	18,182.968
(再掲) 南越前町	生し尿	205.908	158.444	129.209	153.247	114.582
	浄化槽汚泥	3,099.278	3,073.595	3,182.819	3,082.771	3,005.680
	計	3,305.186	3,232.039	3,312.028	3,236.018	3,120.262
脱水汚泥量		663.900	655.235	701.282	693.650	
脱水汚泥焼却灰搬出量		55.060	49.520	59.650	52.770	

※し尿処理施設が廃止となったため、令和6年度から脱水汚泥及び脱水汚泥焼却灰搬出はなし

(5) 南越清掃組合清掃手数料表

平成20年10月1日より

一般 廃 棄 物	し尿処理手数料		10キログラムにつき	1円50銭		
	動物の死体		1体	1,500円		
	上合例 記廃第 を棄9 除物条 くの・ 一処第 般理1 廃及0 棄び条 物清に で掃規 南に定 越関す 清するも 組条の	自己搬入処理手数料		10キログラムにつき	60円	
		処理 手 数 料	廃タイヤ(乗用車、小型トラック用)		1本	360円
			廃タイヤ(上記ホイール付)		1本	520円
			廃バッテリー		1個	620円
			スプリングマット		1枚	880円
	一般廃棄物処理業許可申請手数料			1件	7,000円	
	一般廃棄物処理業許可証再交付手数料			1件	2,000円	
一般廃棄物処理業許可変更申請手数料			1件	4,000円		
浄化槽清掃業許可申請手数料			1件	7,000円		
浄化槽清掃業許可証再交付手数料			1件	2,000円		

備考

- 1 廃タイヤ、廃バッテリー及びスプリングマットの処理は、処理手数料の他に別途自己搬入処理手数料が必要です。

4 南越清掃組合同規約

昭和48年6月30日

県指令地第 932 号

(目 的)

第1条 この組合は、越前市、南越前町及び池田町の清掃事務を共同で処理することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、南越清掃組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市町)

第3条 組合は、次の市及び町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

越前市 南越前町 池田町

(組合の共同処理する事務)

第4条 組合が共同処理する事務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づき、別表に掲げるとおりとする。

(組合の事務所の位置)

第5条 組合の事務所は、南条郡南越前町上野第85号39番地に置く。

(組合の議会の組織)

第6条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、16人とし、関係市町の定数は、次のとおりとする。

越前市 10人 南越前町 4人 池田町 2人

(組合の議員の選挙の方法)

第7条 組合の議員は、関係市町の議会において、議員の中から選挙する。

2 組合の議員に欠員を生じたときは、その欠員を生じた関係市町において、すみやかに補欠選挙を行わなければならない。

(組合の議員の任期)

第8条 組合の議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期による。

(執行機関の組織及び選任の方法)

第9条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

2 管理者は、越前市長の職にある者をもってあてる。

3 副管理者は、関係町の長及び越前市副市長の職にある者をもってあてる。

4 会計管理者は、越前市会計管理者の職にあるものをもってあてる。

(職務権限)

第10条 前条第1項に掲げる者の職務は、次のとおりとする。

(1) 管理者は、組合を代表し、組合の事務を統括する。

(2) 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ管理者が指定する副管理者が、その職務を代理する。

(3) 会計管理者は、組合の出納事務を処理する。

(職 員)

第11条 組合に必要な職員を置き、その定数は条例で定める。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置き、組合の議員及び知識経験を有する者の中からそれぞれ1人を、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。

2 監査委員の任期は、組合の議員の中から選任される者にあつては、組合の議員の任期とし、知識経験を有する者の中から選任される者にあつては4年とする。

(組合の経費の支弁の方法)

第13条 組合の経費は関係市町に分賦金並びに寄付金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

2 前項の分賦金の額は、毎年度開始までに予算で定め、関係市町に通知するものとする。

(新加入の市町)

第14条 新たに組合に加入しようとする市町は、すでに設置してある施設の建設に要した費用の一部を負担しなければならない。

(その他)

第15条 この規約の施行にあたり必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規約は、昭和48年7月1日から施行する。

《略》

附 則 (平成17年県指令市第1348号)

(施行期日)

1 この規約は、平成17年10月1日から施行する。

(組合の共同処理する事務の特例)

2 別表のし尿の収集、運搬及び処分に関する事務のうち、越前市における旧今立町の区域のし尿の処分については、平成20年3月31日までは行わないものとする。

(新加入に係る施設の建設費用の負担の特例)

3 変更後の規約第14条の規定にかかわらず、武生市、今立町の廃置分合による越前市の加入にあつては、施設の建設に要した費用の一部負担を行わないものとする。

別 表 (第4条関係)

組合の共同処理する事務

共同処理する事務	市 町
1 ごみの収集、運搬及び処分に関する事務	越前市 南越前町 池田町
2 ごみの収集、運搬又は処分を業とする者の許可	
1 し尿の収集、運搬及び処分に関する事務	越前市 南越前町
2 し尿の収集、運搬又は処分を業とする者の許可	
3 浄化槽清掃業を営もうとする者の許可	

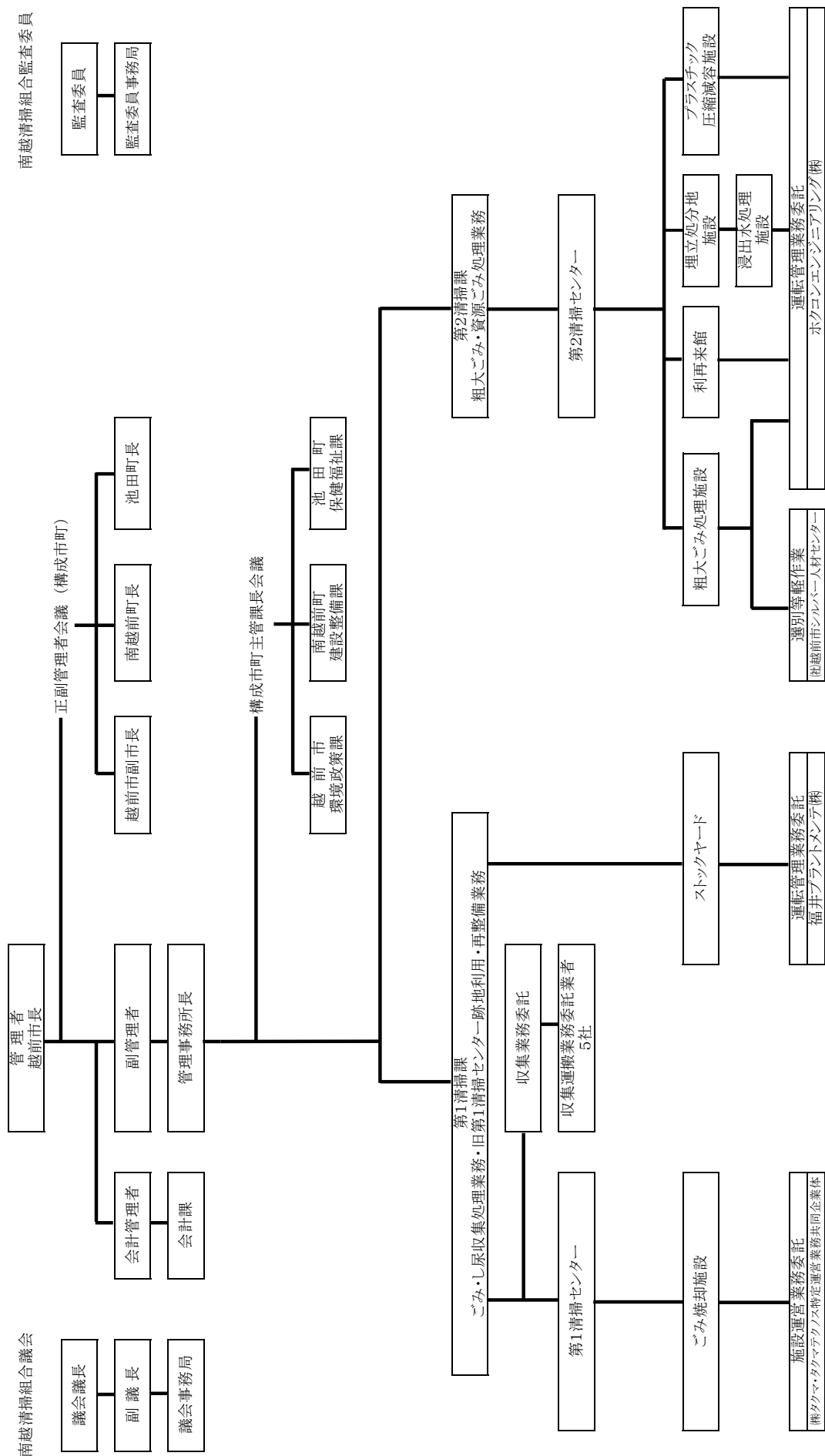
5 清掃事業の沿革

南越清掃組合設立以前（旧武生市の清掃行政）	
昭和36年9月 10月	武生市し尿処理施設（第1期工事）が完成 処理方式 加温消化方式 2槽式 高速散布ろ床 処理能力 36kℓ／日 場 所 現、ガス製造所敷地 武生市ごみ焼却施設が完成 処理方式 固定炉 階段式ドストル自然通風式 処理能力 15t／日 場 所 現、ガス製造所敷地
昭和40年9月	武生市し尿処理施設（第2期工事）が完成 処理方式 加温消化方式、二次処理 活性汚泥法 処理能力 36kℓ／日 合計 72kℓ／日 場 所 現、ガス製造所敷地、(株)みずの敷地
昭和41年	南条町、今庄町、河野村のし尿処理を受託
昭和42年11月	武生市ごみ焼却施設が完成 処理方式 半機械化バッチ炉 強制通風式 処理能力 30t／8時間 場 所 現、(株)みずの敷地
昭和46年	南条町の可燃ごみ処理を受託
昭和48年5月	武生市粗大ごみ処理施設が完成 処理能力 圧縮 30t／5時間 切断 10t／5時間 場 所 現、第2清掃センター敷地内
昭和48年7月1日	南越清掃組合の設立（武生市、南条町、今庄町、河野村）
昭和48年9月 11月	第2清掃場 ごみ焼却施設が完成 処理方式 準連続炉、マルチサイクロン式集塵装置 処理能力 30t／8時間 第2清掃場 最終処分施設（埋立処分）が完成 埋立容積 161,000m³ 分別収集の開始（可燃ごみ、不燃ごみ）
昭和49年1月 昭和49年4月 9月	池田町のごみ・粗大ごみ処理を受託（第2清掃場） 今立町の可燃・不燃ごみ処理を受託（第2清掃場）※可燃ごみは一部 第1清掃場 し尿処理施設（第3期工事）が完成 処理方式 加温消化方式、二次処理 活性汚泥法 処理能力 30kℓ／日 合計 102kℓ／日 場 所 現、ガス製造所、(株)みずの敷地
昭和50年	ごみ収集の状況 直営収集 約6割 委託収集 約4割 武生市は直営及び委託収集 町村は委託収集 宮崎村、越前町のし尿処理を受託（昭和50、51年度）
昭和54年	今立町の焼却灰の処分を受託（第2清掃場）
昭和58年	ステーション収集の推進 分別収集の状況（4分別） ①燃やせるごみ ②燃やせないごみ ③粗大ごみ（有料戸別収集） ④有害ごみ（乾電池等）
昭和59年10月	第1清掃センター ごみ焼却施設が完成 処理方式 準連続燃焼式 ストーカ式 電気集塵器 処理能力 100t／日（50t／16時間 × 2炉） その他 汚泥乾燥施設を併設（し尿処理汚泥）10t／16時間 池田町の可燃ごみの搬入（第1清掃センター）
昭和60年11月	今立町の可燃ごみ（全量）の搬入（第1清掃センター）

昭和62年4月 4月	今立町、池田町が南越清掃組合に加入（し尿処理を除く） 《ごみ処理》武生市、南条町、今庄町、河野村、今立町、池田町 《し尿処理》武生市、南条町、今庄町、河野村 粗大ごみ年1回無料収集を開始
平成3年	第2清掃センターに空き缶選別圧縮機、空きびん置き場を新設 空き缶、空き瓶の分別収集を開始 分別収集の状況（9分別） ①燃やせるごみ ②燃やせないごみ ③空き缶 ④空き瓶（4区分） ⑧有害ごみ（乾電池等） ⑨粗大ごみ 「家庭ごみの分け方、出し方」全戸配布の開始
平成4年2月	埋立地（第2清掃センター）における粗大ごみ野焼き中止
平成5年12月	第1清掃センター し尿処理施設が完成 処理方式 高負荷脱窒素処理 + 高度処理 処理能力 80 kℓ/日（し尿35、浄化槽汚泥45）
	小学4年生向け副読本配布の開始
平成6年10月	燃やせるごみ指定袋制を導入
平成9年 9月	ペットボトルの分別収集を開始 分別収集の状況（10分別） ①燃やせるごみ ②燃やせないごみ ③空き缶 ④空き瓶（4区分） ⑧ペットボトル ⑨有害ごみ（乾電池等） ⑩粗大ごみ（年1回町内収集、有料戸別収集） 第2清掃センター 粗大ごみ処理施設、ごみ焼却施設が完成 ○ごみ焼却施設 処理方式 機械化バッチ燃焼式 ストーカ式 バグフィルター 処理能力 30 t/8時間 ○粗大ごみ処理施設 処理方式 低速2軸回転破砕機、高速回転破砕機 トロンメル選別、磁選機、アルミ選別機 空き缶選別圧縮、空きびんヤード他 処理能力 45 t/5時間 ○利再来館 再生工房、展示室、普及啓蒙室、会議室ほか
平成10年11月	焼却灰を敦賀市の民間最終処分場に外部委託（～平成12年3月） ハップースチロールの分別収集を開始（年2回、町内ごと）
平成11年4月	勝山市の可燃ごみを週30トン焼却（1年間）
平成12年	焼却灰を4～6月勝山市へ、7月～三重県上野市の民間最終処分場に外部委託
平成13年12月	第1清掃センター ごみ焼却施設のダイオキシン対策 ・灰固形化設備の新設 ・24時間操業に変更届（50 t/16時間 → 75 t/24時間）
平成14年10月	プラスチック製容器包装の分別収集（指定袋）を開始
平成15年4月	カセットテープ、スプレー缶の分別収集を開始 分別収集の状況（14分別） ①燃やせるごみ ②燃やせないごみ ③プラ製容器包装 ④空き缶 ⑤空き瓶（4区分） ⑨ペットボトル ⑩有害ごみ（乾電池等） ⑪カセットテープ類 ⑫スプレー缶類 ⑬ハップースチロール ⑭粗大ごみ（年1回の町内収集、有料戸別収集） 祝日の収集業務を開始
平成16年	福井豪雨による災害廃棄物の搬入（第2清掃センター）

平成17年1月 4月 6月	南条町、今庄町、河野村が合併し、南越前町が発足 燃やせないごみの袋の透明袋化 第2清掃センター 埋立処分地施設が完成 埋立面積 19,000m ² 埋立容積 156,000m ³ 構造 管理型 二重シート遮水 漏水検知システム 浸出水処理施設処理能力 120m ³ /日 凝集膜ろ過・高度処理 その他 既存埋立地の適正閉鎖面積 25,000m ²
10月 11月 12月	武生市と今立町が合併し、越前市が発足 第2清掃センター プラスチック圧縮減容施設が完成 処理能力 19t/5時間 処理対象 プラスチック製容器包装、破砕プラスチック残渣 プラスチック製容器包装収集回数の増加（隔週→週1回）
平成20年	越前市今立地区のし尿の搬入開始
平成21年	レジ袋の燃やせるごみ指定袋認定を廃止
平成22年	第2清掃センターにおいて祝日（指定日に限る）受入れ開始 吉瀬川放水路整備に伴う一般廃棄物の受入れ（H22, H23）
平成23年3月 4月	第2清掃センターにおいて、粗大ごみから小型家電の再資源化を開始 ハップースチロール分別収集を廃止（プラ容器包装と混合収集） 黒色びんの分別収集を廃止（青・緑色と混合収集）（12分別）
平成24年7月	越前市東部集中豪雨による災害廃棄物の搬入
平成25年4月	利再来館の民間委託の開始
平成26年3月	一般廃棄物（計画外）継続収集の廃止 臨時収集事業の廃止
平成26年4月	第2清掃センター休日受入の変更（指定する祝日→毎月第2日曜日）
平成28年8月	新ごみ処理施設について立地区同意 立地区、準立地区との公害防止協定の締結
平成29年9月	新ごみ処理施設整備、運営事業契約締結
平成30年10月	新ごみ処理施設起工式
令和2年11月	新ごみ処理施設の愛称が「エコクリーンセンター南越」に決定
令和3年1月 3月 4月	ごみの出し方の変更（12分別→11分別へ変更） ・「ビデオテープ、カセットテープ」を燃やせるごみへ変更 エコクリーンセンター南越（第1清掃センター）試験運転開始 ・燃やせるごみの受け入れ開始 旧第1清掃センター及び第2清掃センターのごみ焼却施設 廃止 エコクリーンセンター南越（第1清掃センター）が完成 処理方式 全連続燃焼式焼却炉 ストーカ式 バグフィルター 処理能力 84t/日（42t/24h/2炉） エコクリーンセンター南越 本格稼働開始 ・余剰電力の売却開始
令和4年8月	令和4年8月豪雨（南越前町）による災害廃棄物の搬入
令和6年3月 4月	し尿処理施設 廃止 汚泥前処理共同化事業により、越前市とし尿・汚泥処理を 越前市家久浄化センターにて処理する。 ストックヤード供用開始 自己搬入型集積場として金属類、電気製品類、自転車類、古紙類を回収

南越清掃組合行政組織図 (一部事務組合1市2町)



南 越 清 掃 組 合

第1清掃センター（エコクリーンセンター南越）

〒919-0204 福井県南条郡南越前町上野85号39番地

TEL 0778-47-2553 FAX 0778-47-3653

第2清掃センター（リサイクルプラザ坂の口） 利再来館併設

〒915-1221 福井県越前市勾当原町第86号28番地

TEL 0778-28-1370 FAX 0778-28-1480

ストックヤード

〒915-0802 福井県越前市北府一丁目3番20号

TEL 0778-47-2553 FAX 0778-47-3653